

(平成22年12月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

経済的に生活が苦しくなっていたが、昭和60年4月からの未納が気掛かりだったので、何が何でも当該年度内に一括納付しようと思っていた。経済的なめどがあったので、長男が大学に入学した年度末の61年3月にA市役所で一括納付した。納付した額は8万円とくらいであった。対応に出た女性職員が、「えっ、遡って払ってもらえるのですか。」と驚いた様子で、現金を受け取ってくれたので、その時のことを鮮明に覚えている。

現在、国の記録では申立期間が未加入となっているが、納得がいかない。記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年5月に国民年金に任意加入して以来、国民年金加入期間について保険料を全て納付している上、59年*月にその夫を亡くした後も、継続して国民年金に加入し、60年3月まで保険料を納付し続けており、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、オンライン記録では、申立人は、昭和60年4月16日付けで資格喪失した記録となっているものの、A市では、「国民年金保険料の納付書の送付は、遅くとも当該年度の4月初旬に行っていた。」と回答しており、申立人が当該納付書により申立期間の保険料を納付することも可能であったと推認できる。

さらに、申立人は、「長男が大学に入学した後しばらく未納になっていたが、アルバイト等から納付できるようになったので昭和61年3月に市役所の窓口で8万円余りを納付した。」と説明しているところ、その長男が大学に入学したのは60年4月であることが確認でき、61年3月時点では、現年度納付になることから市役所の窓口での納付が可能である上、納付したとする保険料額は

当時の法定保険料額にほぼ一致するなど、申立人の説明に不自然さはみられない。

加えて、申立人の銀行口座の取引明細によると、昭和 61 年 2 月 24 日に現金 30 万円を引き出していることが確認でき、「昭和 61 年 3 月時点で手元にあったお金から国民年金保険料を納付した。」とする申立人の説明と符合するほか、上記引き出し時点で、口座残高が約 60 万円であったことなどから、国民年金保険料を納付するに当たって、申立人の生活状況に問題は無いことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 29 日

社会保険事務所(当時)から、申立期間に係る賞与の記録が無い旨の回答を得たが、申立期間当時、A社において、給与(賞与)支給明細書のとおり厚生年金保険料を控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「平成15年度給与所得に対する所得税源泉徴収簿」及び申立人が所持する給与支給明細書(平成15年8月度賞与)により、申立人に対し、平成15年8月29日に賞与が支給され、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、「平成15年度給与所得に対する所得税源泉徴収簿」及び給与支給明細書に記載された賞与額及び厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、平成15年8月に係る賞与支払届の提出や保険料の納付については不明と回答しているが、当該事業所の申立期間当時における他の全ての厚生年金保険被保険者においても、申立人と同様に標準賞与額の記録が無く、事業主が平成15年8月の賞与支払届を提出していなかったものと認められることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年11月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月から9年3月まで

申立期間の保険料については、当初、免除申請を行い、承認された。しかし、いずれ納付すべき保険料であるので、市役所から郵送されてきた納付書で、平成9年3月頃に申立期間（5か月分）の保険料約6万円をA市役所で納付した。市役所窓口では、50歳代の男性職員に「あなたの納付記録は台帳にきちんと記録されるので、領収証は必要ありません。」と言われ、領収証は受け取っていないが、添付している8年10月の分の保険料納付書（平成8年10月29日の領収印あり。）と同じ様式の納付書により納付したので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、免除申請を行い、承認されたものの、いずれ納付すべき保険料であるので市役所から郵送されてきた納付書により平成9年3月頃に、当該期間の保険料約6万円をA市役所窓口で、50歳代後半の男性職員に納付したと主張している。

しかしながら、A市は、「通常は、年度当初に、4期に分けた各期の最終月の翌月末日を納付期限とした1年分の国民年金保険料納付通知書（第1期分は、当年4月から当年6月までの分、第2期分は、当年7月から当年9月までの分、第3期分は、当年10月から当年12月までの分、第4期分は、翌年1月から翌年3月までの分）を発行しているところ、申立人は、平成8年10月に、国民年金第3号被保険者から国民年金第1号被保険者に種別変更しており、申立人が所持している同年10月の分の同納付通知書兼領収書には、納付期限が同年10月31日までと記載されていることから、申立人は、被保険者種別変更時において交付された同年10月の分の同納付通知書兼領収書により納付したもの

であり、その後免除申請を行い、承認されている申立人に同年11月の分以降の同納付通知書が発行されたとは考え難い。また、窓口で、現金を受け取って領収証を発行しないことはあり得ない上、(申立人が主張する)50歳代後半の男性職員についても誰であるのか確認できない。」と回答している。

また、A市が保管する国民年金被保険者記録を見ると、免除該当欄には、平成8年10月から免除該当となったことを示す「H081001」、免除非該当欄には、9年3月まで免除該当であったことを示す「H090331」、8年度検認記録欄には、同年度の12か月のうち、7か月は保険料納付済み、5か月は保険料未納を示す「12070005」と記録されている。

さらに、申立人が所持する社会保険事務所(当時)が平成8年11月20日に発行した国民年金保険料免除申請承認通知書を見ると、同年10月から9年3月までの期間の保険料が免除されていることが確認できる。一方、オンライン記録では、8年10月の保険料は納付済みとなっているが、同保険料を申立人が免除承認前の同年10月29日に納付したことが、同通知書の発行以後に同記録に記録されたことが確認できることから、このことについては不自然とは言えない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月及び同年9月

私は、以前住んでいたA町から国民年金保険料の納付について指導を受けたので、それ以後きちんと国民年金の手続及び保険料納付を怠らないように心掛けてきた。ところが、申立期間について、国民年金の未加入期間であるとされている。申立期間も保険料を納付していたと思うので、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、平成元年8月20日にB社における厚生年金保険被保険者資格を喪失後、同年10月2日にC社における厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの期間であるが、申立人が国民年金の種別変更手続を行った形跡は見当たらず、当該期間は未加入期間とされていることから、制度上、保険料を納付することはできなかつた期間であり、ほかに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が申立期間当時に居住していたD市における国民健康保険の加入記録も、申立人の国民年金の加入及び保険料納付の記録が確認できる平成5年度以降のものしか確認できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 26 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 40 年 3 月 26 日から同年 4 月 1 日まで

私のA社に勤務した期間について、厚生年金保険の被保険者の資格取得日は、昭和 37 年 3 月 26 日と記録されているが、同年 3 月 31 日までは学生の身分であるため、実際は同年 4 月 1 日である。

また、同被保険者の資格喪失日は、昭和 40 年 3 月 26 日と記録されているが、実際は同年 4 月 1 日である。したがって、同社における同被保険者の資格取得日を 37 年 3 月 26 日から同年 4 月 1 日に、また、同被保険者の資格喪失日を 40 年 3 月 26 日から同年 4 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の勤務期間は、昭和 37 年 4 月 1 日から 40 年 4 月 1 日までであるので、36 年 3 月 26 日から 40 年 3 月 26 日までの厚生年金保険の被保険者記録は間違いであると主張している。

しかしながら、A社が保管する厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書を見ると、同社を管轄していたB社会保険事務所（当時）の昭和 37 年 4 月 4 日付け受付印が押されており、申立人の資格取得日は同年 3 月 26 日、標準報酬等級は 10 等級（標準報酬月額は 1 万 4,000 円）と記載されていることが確認できる上、同社が保管している厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を見ると、同社会保険事務所の 40 年 4 月 7 日付け受付印が押されており、申立人の資格喪失日は同年 3 月 26 日、標準報酬等級は 15 等級（標準報酬月額 2 万 4,000 円）と記載されていることが確認できる。

また、A社の担当者は、「当社で保管している厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人を含め申立人の前後の複数の

被保険者資格取得日は、各々の入社日に対応して届けがなされていることから、申立人は昭和 37 年 3 月 26 日に入社したものと思われる。」と回答している。

さらに、申立人に係る C 健康保険組合の加入記録はオンライン記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の相違について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月 5 日から同年 9 月 1 日まで

退職時の源泉徴収票にも記載されているが、昭和 54 年 6 月 28 日に A 事業所に入社している。同年 7 月初めから A 事業所の B で臨時 C 員として仕事に従事し、同年 11 月 1 日から D 員となった。同年 7 月初めから在職していたにもかかわらず、その間の厚生年金保険の記録が抜けているのはなぜなのか調査していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所の回答書、同事業所から提出された申立人に係る個人履歴書、雇用保険の加入記録及び申立人が所持する平成 21 年分退職所得の源泉徴収票・特別徴収票から、申立人が申立期間において A 事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、当該事業所に照会したところ、「A 事業所が同事業所の規程に基づき厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 38 年 11 月 1 日であるが、申立人に係る資格取得届の提出時期を確認できる資料等は廃棄済みである上、申立期間当時は勤務地ごとに厚生年金保険への加入手続を実施していた。」と回答しており、厚生年金保険の適用について確認することはできなかった。

また、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同時期に同事業所に採用された同僚 36 人に照会したところ、回答があった 10 人中 6 人については、採用日から厚生年金保険の資格取得日までの間が 1 か月から 3 か月空いている上、このうちの 2 人は、「試用期間があった。」と回答していることから、当時の同事業所においては、必ずしも採用された従業員の全てを臨時 C 員の時期から厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 31 年 1 月 1 日まで
高等学校を卒業後、昭和 30 年 4 月 1 日に A 社に入社し、すぐに B に配属され、C、D などの E を売っていた（当時の主任は、F という姓の 30 歳ぐらいの男性だった。）。
都合により、昭和 30 年 12 月末に退職したが、この間、厚生年金保険に加入していたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の業務内容に関する申立人の証言から、申立人が A 社の B において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社を承継した G 社は、「当社が保管している A 社の入退店名簿を調べたが、申立人に該当する名前は無い。当時、高等学校新卒の社員は 4 月 1 日付けではなく、3 月 1 日付けで入社させていたことや、B には関連事業所の社員が多数勤務していたことを考えると、申立人は A 社の社員ではなく、関連事業所の社員ではなかったのか。」と回答している。

また、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、昭和 30 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日までの間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の被保険者に対し照会したところ、同年 3 月 1 日に入社後すぐに B に配属されたという被保険者は、「B に勤務していたが、申立人のことは知らない。」と回答している上、申立人が記憶する F 姓の男性従業員について、申立期間当時上記の厚生年金保険被保険者名簿により調査した結果、同姓の者で申立期間当時 37 歳の男性従業員が確認できたが、当該従業員は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の有無について確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 9 月 1 日から 12 年 7 月 1 日まで
平成 11 年 9 月 1 日に A 社に入社し、B 市所在の C で勤務した。12 年 4 月 21 日に同社を退社し、同日付けで承継先の D 社に入社した。ところが、同僚は、申立期間が厚生年金保険 (A 社) の加入期間となっているのに、私は、申立期間が厚生年金保険の加入期間となっておらず、納得できない。健康保険証の記憶もあるので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する E 銀行の普通預金通帳 (給与振込) 及び同僚等の証言から、申立人が申立期間に A 社及び D 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、D 社の給料計算等を受託していた税理士事務所から提出された平成 12 年分の所得税源泉徴収簿によると、申立人の給与からの厚生年金保険料の控除は平成 12 年 8 月 (翌月控除のため、厚生年金保険には平成 12 年 7 月に加入) からであり、申立期間のうち、同年 1 月から同年 7 月までは、保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立期間のうち、平成 11 年 9 月から同年 12 月までの期間については、11 年分の所得税源泉徴収簿の提出が無いため確認することはできないが、12 年分の所得税源泉徴収簿において「前職分 社会保険合計額」が「0 円」となっていることが確認できることから、A 社に係る当該期間についても保険料控除が無かった可能性がうかがえる。

このほか、申立人は、申立期間において、国民年金の第三号被保険者となっていることが確認できる上、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。